

第287回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第287回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年10月15日（火）17:04～18:34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 石油ガス流通合理化調査（経済産業省）
- 土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務（環境省）

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員、清水専門委員

（経済産業省）

資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課 小島企画官、中野課長補佐、
義経課長補佐、下平事務官

（環境省）

水・大気環境局土壌環境課 今井課長補佐、菅沼係長

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、第287回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、経済産業省の「石油ガス流通合理化調査」及び環境省の「土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、経済産業省の「石油ガス流通合理化調査」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、小島企画官に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。15分程度でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○小島企画官 よろしくをお願いいたします。

我々は今、御紹介がありました経済産業省の資源・エネルギー庁で、石油流通課の中でLPガス担当をしております者でございます。私は小島でございます。

我々の、今、行おうとしている「石油ガス流通合理化調査 民間競争入札実施要項（案）」の御説明ということさせていただきます。

お時間も限られているということでございますので、ポイントで説明させていただきます。

1. はめくっていただいて2ページ目のところです。これは「趣旨」ということですので「公共サービスの提供を実現する」という中での事業ということでございますが、2. が「対象公共サービスの概要」、これは石油ガスと呼んでいますが、実はLPガス、Liquefied petroleum gasということで液化石油ガスとも呼ばれておりますが、いわゆるプロパンガスが御家庭の横に2本など置かれている、これは東京だと都市ガスになっていきますので余り見かけられなくなっていますけれども、日本の世帯の約半分をLPガスが賄っているというものでございまして、これに関して「取引の適正化を図り、市場原理の一層の活用を図ることを目的に」ということですが、実は公共事業というわけではございませんので、LPガスに関しては、自由な契約ができますということで、価格についても自由です。

つきましては、一般的には高止まりしているといったことが言われているのですけれども、そういった状況の中で消費者の方にも業者を選ぶ自由がございます。

つまり、都市ガスと違って供給区域というものがないものですから、ある御家庭の横に全く別のガス会社が入ってもかまわないということで、またそこのお隣の価格が安いというのでお隣のガス屋さんに切りかえるということも可能だという状況の業界でございまして、その観点から取引の適正化を図る必要がございます。

つまり、業者間のお客の取り合いというものも激しいという状況なものですから、「取引の適正化」というのは、押売的な無理な切りかえをさせることがないようにすること、また、「市場原理の一層の活用」というのは、お客様方も賢くなっていただいて市場原理に従って安い業者を選んでいただくということで、エネルギー価格をより安価なものにしていきたいという思いがありまして、そういった中で「LPガス販売事業者、一般消費者等を対象として、LPガス事情等に関する普及啓発を行うとともに」局の単位で意見交換の

場、これは販売事業者、一般消費者、県庁なども含む行政の懇談会を実施するといったものであります。

業務は1年間行います。

(3) のところですけれども、詳細としては「石油ガス講習会及び消費者団体、LPガス販売事業者団体、学識経験者等との意見交換会（石油ガス懇談会）を実施する」「情報普及資料の作成及び配付を行う」といったところでございます。

これが1つ目の石油ガスの講習会であります。地方公共団体ですとか消費者団体から事業の実施者に対して要請がある。

そういったものに対して、年間25回程度を目途として、石油ガス、LPガスの講習会を開くということで、LPガスの基礎のところからしっかりと、先ほど申し上げた適正な契約をするべきことですか、あるいは価格も自由であるし、業者を選ぶのも自由であるといったことを理解していただくといったことを含めて、講習会を行うというものでございます。

細かい参加者などはここに書いてありますが、講師などは学識経験者の方が行うこと、受けた団体の方が講師になること、あるいは弁護士さんが契約の関係で講師になっていただくということもございます。

3ページでございますが「ロ 石油ガス懇談会」が、全国の主要都市に経済産業局というものが我々の省にはあるわけなのですけれども、その場所で毎年1回ずつ行うというものでございまして、構成員としては「消費者団体」の消費者センターですとか、消費者組合とか、生協ですとか、あるいは地方自治体の関係する消費者の部署などが来ます。

「LPガス販売事業者団体等」は、県の協会がございまして、関東ブロックですと約10の県の方が来られます。

「学識経験者、有識者」は、大概是学者の先生がおいでいただいているということでございます。

「行政関係者等」は、我々が行くというのも含めて、県庁、場合によっては市役所の方が来られるときもございます。

「作業内容」としては、団体にやっていただく作業としては、委員や場所も選定していただき、どのような内容にするかということも検討していただくということや、実際に各地に行って、会議の開催の司会などを行うということでございます。

「石油ガス情報普及事業」は、消費者の方々を主に対象としまして、しっかりとLPガスの取引の際に留意をすべき事項などをわかりやすく説明したいということで、毎年「LPガスのある暮らし（仮題）」という題名を掲げて、その時々ごとにトピックスを、震災があった翌年には災害対応ということで、災害に強いLPガスといったことを打ち出すといったことをやっております。

これについては、部数として35万部から、多ければその倍ぐらいということですが、それは予算の関係次第ということで、それをできるだけ多くの方に見ていただくためにホームページにも掲載しています。

あとは、LPガスに関する問い合わせへの対応といったものも受けていただくという
こと
でございます。

5 ページには、この事業そのものの委員会でございますが、こういったものを開催した
上
で、実際にどのように進めていくかということをお検討いただきながら、意見を聞きな
が
ら進めていくということでございます。

「納入物」は、CD-Rで年度末に納入していただく。

6 ページです。契約の形態ということで、委託契約でございます。

委託については、この事業を行いますので、事業報告書、実績報告書などを最後に提出
して
いただくということでございます。飛ばしますが、7 ページ「業務の実施にあたり
確
保されるべき質」というものについて、先ほども申し上げました委員会の中で策定した
実
施計画です。

これは「イロハニホヘト」と書いてありますが、実施計画、作業スケジュールに沿って
業
務をしっかりと行っていただく、あるいは講習会の開催回数もしっかり決めたものやっ
て
いただく、懇談会についても年度8 回程度、懇談会の参加延べ人数についても約200人程
度
を集めていただきたいということ、満足度調査の回答については70%以上、「LPガスの
あ
る暮らし」を35万部刷る、年度4,700か所程度に配布するということでございます。

「4. 入札参加資格に関する事項」でございますけれども、ここは基本的に問題のある
方
でないことということが記載してある部分でございますので、飛ばしますが、8 ページ
目
の「5. 入札に参加する者の募集に関する事項」ですが、今年度の12月下旬に入札公告
を
行い、入札説明会を同時ぐらいに行いまして、質問受付は1月まで行い、入札書類の提
出
は2月下旬ということで、12月に入札公告をしてから2か月ぐらいは置いた上で、プレ
ゼ
ンをした上で選定して、2月下旬には開札し、契約候補者といった形にして契約の締結
は
4月1日、予算成立以降ということで計画しております。

ちょっと飛ばしますが、9 ページが「提案書の内容」ということについて、しっかりと
「
業務内容」ですとか「業務実施方法」「業務実施計画」について書いていただく。

その中に「ニ 業務実施体制、役割分担」についてもしっかりと書いていただいて、更
に
「ホ 組織としての専門性、類似業務実績」「へ 業務従事予定者の専門性、類似業務
実
績」といったことも、全くLPガスの関係を知らない者が受けるというよりも、より専門
性
のある方を望むという趣旨も含めまして、このように記載しております。

トのところは、経営基盤と経営体制がしっかりしているということでもあります。

10 ページでございますが「6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定
に
関する事項」としまして、こちらは「総合評価方式による」ということで、外部有識者
を
含めた技術審査委員会において行っていただくということで考えております。

11 ページです。採点ですが、総合評価点、計算ということで、技術点と価格点というこ
と
で2つ分けて考えておりまして、価格が安いこともいいのですが、安かろう悪かろうで
は
なくて、しっかりとした技術的なものも持っているということも見ていくということで、

「ハ 得点配分」としましては、技術点については200点満点、価格点については100点という配分で考えております。

そういった評価を委員の方にしていただいた上で、落札者を決定するという段取りで考えているところでございます。

あとはその他、落札者が決まった後でしっかり報告をすることですとか、あるいは13ページについては、指示にきちんと従ってくださいねといったこと、秘密の保持をしっかりとやってくださいということ、計画を遵守してください、帳簿を整備してくださいといった、事業をやる方としては一般的な事項を記載しているものであります。

16ページ「対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項」ということで、これは28年5月ごろということでの評価の時期を踏まえて、しっかりと年度末時点における調査を実施するというところで考えております。

「調査の実施方法」については、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、実施状況の調査を行います。

しっかりとこのパンフレットができたかどうか、配布もしっかりやれたかどうか、あるいは懇談会を開催できたかどうかといったことを調査していく、その上で評価をするということを考えております。

大体契約の概要のところは今のところなのですが、20ページ以降が評価項目ということでございます。これについて、細かく説明をした方がよろしいでしょうか。

○稲生主査 いえ、結構です。

○小島企画官 ちょっと飛ばしますけれども、24ページです。「従来の実施に要した施設及び設備」ということでございますが、「施設」に関しては、民間事業者の事務室で業務を行っていただいたということで、懇談会、講習会については借り上げを行ってもらうということでございます。そういった設備については、基本的に事業者の方がそろえるということ考えています。

「5. 従来の実施方法等」については、経済産業省と民間事業者の間でやりとりをしながら、連携よく事業を進めていきたいということで考えているところでございます。

急ぎましたけれども、時間の関係もあって、大体こんなところで、もし何か質問、御意見等がございましたら、いただければと思います。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。お願いします。

○清水専門委員 一番最初のところの、御説明した内容とちょっと離れるのですけれども、今、受注している一般財団法人エルピーガス振興センターというのは、この業務以外、他の業務というのも実施されている財団なのですか。

○小島企画官 そうですね。他の業務も、この業務だけで団体は成り立たないので、他の

業務も行っているということでございます。

○清水専門委員 結構規模のある大きい財団ということですか。

○小島企画官 そうですね。大体事業規模として1億ぐらいの事業をやっているかと。

○中野課長補佐 そうですね。1億ちょっとぐらい。今はそのぐらいに事業は落ち込んでいますけれどもね。

○清水専門委員 今、御説明をされたような議論というのは、例えば、他のここ以外のところでもできるところはあるわけですね。

○小島企画官 そうですね。LPガスの団体は振興センターだけではなくて、業者自体の団体もございますので、そこが結構各種ありますので、そこが手を挙げることはできます。

○清水専門委員 わかりました。

それから、幾つかあったのですけれども、講習会の開催の回数なのですけれども、25回というのは、毎年そういう定め方をしていると思うのですけれども、この25回というのは、回数にどういう意味があるのですか。

○中野課長補佐 今回の回数につきましては、これまでやってきた事業、ずっと継続でやってきているのですけれども、この実績を大体加味いたしまして、25か所ぐらいから応募があるという形でやらせていただいて、一般的には、地元の各地域の消費者団体さんなどというところが、うちの地域でやってほしいということでセンターの方にお問い合わせが来て、そこでセットをして、講習会を開く、という方式でやらせていただいていますので、過去の実績勘案という形になっています。

○清水専門委員 これは1回やった場所というのは、翌年には来なくてということですね。

○中野課長補佐 余り来ないですね。次の年は違う町でやったりということになると思います。

○清水専門委員 何年間続いているかはあるのですけれども、1回、例えば数年前にやったところがまた来るとか、そういう循環に入っていくのですか。

○中野課長補佐 いえ、そういうことではないですね。隣の町がやったからうちもやってほしい、やはり消費者団体の団体というのは、全国に散らばっていますので、そういったところがそれぞれ、そこがやったらうちもやった方がいいのではないかなどという情報交換をしながら手を挙げてきていらっしゃると聞いております。

○清水専門委員 25回って、そんなに毎回毎回うまくいくものなのですか。

○中野課長補佐 別に毎回というわけではなくて、大体25回程度たまたま行っているということです。だから、もしかすると本当は30回来ているのかもしれないけれども、予算の関係で落としているかもしれない。

○清水専門委員 もう一点だけいいですか。小冊子を35万部印刷されているということなのですけれども、これを配布先が4,700か所程度で35万部、この因果関係というか、関連というのはどういうふうに考えたらいいのですか。何で35万部必要なのですかということです。

○中野課長補佐 基本的には、全国47都道府県の、当然、公民館などそういうところにまず置いていただくのがメインになります。

それと先ほどの地域婦人団体連合会さんとか消費者何とか連合会、4つぐらい連合の女性が入っている組織があるのですが、こういうところの女性陣が集まる会などに全て持っていってもらってということで、彼らがやっている委員会とかでも配っていただくなどという形の配付物です。

○清水専門委員 先ほど予算の関係で70万になったり35万になるとおっしゃっていましたが、今、言われた業務は、予算がなくなって35万部でも足りるということになるのですか。

○中野課長補佐 基本的には足りないと思います。35万だと足りないと思います。要請が来て、予算が余っていれば刷り増して、再度送ってあげるという形で70万までできればというところもあるということです。基本的には足りないと思います。

○清水専門委員 ということは、必要部数というのは、70万の方にどちらかというに近いということなのですか。

○中野課長補佐 その方に寄りたと思っています。あと予算との関係だけなので。

○清水専門委員 わかりました。

○稲生主査 よろしいでしょうか。では、私の方からも2、3質問をさせていただきますが、3ページの「石油ガス懇談会」というものがありまして、恐らくこれはいろいろな団体が参加されるということで、LPガスあるいは石油ガスに関する意見の交換をされるのだろうなとわかるのですが、これはテーマ設定とか具体的な内容ですけれども、これが実施要項（案）には特にないのですが、議題設定とか、どういった形で議事進行を行うとかということについては、経済産業省の方でいろいろ内容を御指示なさるというイメージでよろしいのでしょうか。

○小島企画官 そうですね。我々と相談をしていただくということにしておりまして、基本的にはその時期ごとに、震災の起こった後のときには、災害に強いLPガスということをしっかり知っていただくためにやっておりますし、それが薄れてきたときには、災害の話もしつつ取引の適正化の話もしっかりしていこうではないかということで、その時々でテーマを考えながらやっております。

○稲生主査 わかりました。

もし可能であれば、今回1者応札を、なるべくというか、是非避けたいなと思っております。そういう意味で割と他の業界から入ってこようと思うと、どういうテーマを考えていけばいいかというのは結構悩むと思うので、逆にこの要項（案）のところに、そういった議題に関しては、必要に応じて御省と相談の上、決定するぐらいの文言を、どこかにもし入っていたら済みませんけれども、何か入っていた方がいいのかなと思ったものですから、それを御検討いただきたいなと思っております。

ちょっと先ほど気になったのですけれども、多分お話の中で出てしまった御発言かもし

れませんけれども、いろいろな団体、特に消費者団体であるとか、生活相談員とか、こういった団体、あるいは業界団体であれば、お受けになられるのではないかと御発言があったのですけれども、これはいわゆる、こういうイベントを開催する能力があるところであれば、要は今、言ったようなテーマ設定であるとか、こういうものを御省の御指示、御指導を受けながら決めることができるのであれば、全く新しい業界の方が入っても可能なのではないかと我々は考えてしまうのですが、その点については、どのように思われますか。

つまり、情報普及事業で、例えばLPガスに関する情報についての、確かにチラシとかパンフレットをつくる時には、もちろん、ある程度の知見が必要なかもしれませんが、過去の冊子を参考にしながら少し内容をブラッシュアップする形でもし許されるのであれば、割と幅広く応募されるチャンスもあるのかななどと素人は思ってしまうのですが、ここら辺はどの程度の経験があればこの事業の受託者としてふさわしいのかなというのが、若干見えにくい部分がありまして、そういう意味で、ちょっとそこら辺はどのように考えておられるか、非常に漠とした質問で恐縮なのですが、受託先の可能性というのでしょうか、ちょっとお聞かせ願えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○小島企画官 我々も受託先を限定して考えているわけではないのですが、やはり業務を実際に遂行している中で、イベントをただ開催するというだけではなくて、しっかり内容を分かって進めていかないと、かえって、こういった会議の中で消費者の方々が座ってLPガスの業者の方が座ってという、その司会をやっていただくわけなので、質問の仕方が変だと余計に紛糾させてしまうことがあって、過去にもそういったことがちょっとあったこともあるわけです。

ですので、しっかりとした知見に基づいてやっていただくということが必要だと考えていますし、あとは普及事業の方についても、LPガスと都市ガスの違いもわからない方が応募されてくるということで、本当にゼロから始まるという感じになってしまうのも、こちらにしましても、委託しないで自ら実施した方が早いのではないかと考えていますので、そこは一般的な知識を持った上で応募していただくということを期待しております。

そういう意味では、例えばシンクタンクの方々とか、そういった一般の方々でもしっかりと勉強してこられるところは対象にはなり得ると思いますが、全く何も勉強しないで手を挙げていただくと、それは厳しいものがあるなどは考えています。

○稲生主査 今、申し上げたのは、実は評価項目にも関連してしまっていて、21ページ、先ほど説明は結構だと申し上げたのですけれども、「3.2 組織としての専門性、類似業務実績」というところがございまして、必須項目、加点項目とございます。

必須項目に、例えば「評価の観点」というところを拝見しますと「組織として業務内容に関する専門知識又はノウハウ」があるかということで、組織として専門知識があるかと、まさに、例えばシンクタンクでエネルギー関係の研究をなさっているような総合的なシン

クタンクであれば、こういった専門的な知識を有する方は、個人ベースあるいはその中の1部署ベースではあるかもしれませんが、組織全体として知見を持つことが必須項目で求められてしまうと、先ほどおっしゃったような、これまでまさにLPガス業務に携わってこられた企業であるとか、そういった関係の業界団体でなければ、ちょっと難しいのかなと思ってしまいました、ですから、そこら辺をもう少し間口を広げて、ある意味では前広に募集を頂いた上で、加点のところである程度、いや、これは経験がないから厳しいなということで点数に差をつけるという形がとれないものか。

つまり、必須項目で組織として専門ノウハウを求めるところをもう少し緩めていただいて、加点のところそういう経験を御省としては集めてみて聞きたいのだといった配慮をいただけると、多少はすそ野が広がるのではないかなと思うのですが、こういった考え方はやはりまずいもののでしょうか。

済みません。率直な御意見で結構なのですが。

○中野課長補佐 やはり私どもは国の税金を使って事業をやりますから、国の私どもが本来LPガスの専門の課なのですけれども、私たちでさえとれないデータをとらなくてはならないために、委託事業というのは外部委託するわけですね。

ですので、それが間口を広げて、一から勉強する状態の方々をお願いしている暇は現状ないのですよ。

何のために税金を使って経済産業省が進める施策に、必要なデータを集めなくてはいけないのか。例えば、当然専門知識、うちよりも専門知識があるところにデータとして調べていただきたいから、委託事業という方式でお金を使って事業を進めるわけですから、最低限、組織としてLPガスの事業についてのことを知らない方々にまで広げてまで事業をやるうとはさらさら思わないですよ。やはり国の税金だということをお考えいただかないといけないと思います。

○稲生主査 こちらの趣旨が伝わっていない感じがしまして、組織全体で専門知識を持っていなくても、専門的な知識がある方が何人かある程度の体制を組める組織であれば、別一から勉強する必要はないわけですので、そういった形での必須項目にあえて組織として全員が知識を持っているということは、必要ないのではないのかなというのがこちらの趣旨なのですね。

ですから、当然税金の問題もあるので、こちらは必ずそういうことでなければいけないということではないかなとは思うのですね。

ですから、私が言っているのは、必須項目のところは、ここで組織としてというのを書いてしまうと、事実上ほとんどある意味では競争が行われたいのではないかなと思っていて、だからこそ申し上げますが、加点のところ、要はそういった専門家を擁しているかという書き方にさせていただいて、実際の知識については十分問題ないのだということ、最終的には点数で御省の方で加点できるのであれば、何ら差し障りがないのではないかなと思うのですけれども、どうして組織にこだわるのかということなのですよ。

○中野課長補佐 過去に1度失敗したことがあって、今まさに先生のおっしゃるとおり、数名の方が専門だということでやってきたのですが、余り言いたくないのですけれども、2名ばかりのところを受けたのですけれども、1人が途中で倒れてやめて、1人じゃやり切れないからやはりやめますということで、事業を中断してしまったことが過去にあるのです。

なので、私どもはやはり一部の組織ができればいいということは、なるべく避けたいこともあって、なかなか数名だけの組織というのはいかがなものかと思うのですけれども、その人数が何人ならいいのかということも、確かに先生のおっしゃるとおりで書き方だと思うのですけれども、私どもは最低限、組織のトップもそこまで認識ができる方がいないと、責任問題というときに一部の部署が受けたということになってしまうのは、非常に、今度は業界とその受けた側の組織としての問題にも発展しかねないと考えますので、できる限りは、上の方まで含めた知識の要請というものが必要なのではないかと考えています。

○稲生主査 おっしゃることはわかりました。

そうすると、逆に質問させていただきたいのですが、組織として業務内容に関する専門知識があると思われる団体というのが、一体何団体あるのでしょうか。

○中野課長補佐 私どもが考える限りは、先ほどうちの企画官が申し上げたとおり、LPガスの関係者が組織している団体、最低3つございます。今の段階でできる場所と思われるところが3つあります。その他に、先ほど言ったエネルギー関係の専門の知識があるところが4つあります。ですから、最低8つは、私はあると思っています。

○稲生主査 そう考えていくと、たしかに7つとか8つあれば競争は働くかなということで、我々は大変期待したいなと思っておりまして、そうすると、逆に今までなぜにエルピーガス振興センターの発注になっていたのかということなのですかけれども、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○中野課長補佐 私どもは当然一般競争入札方式ですから、3か月くらい前から一般にきちんとしたその事業の説明会を開いて、いろいろな方に、まず誰が来ても構いませんよということで門戸を開いて説明会から始めています。

ところが、まず、その説明会にも2社ぐらいしか来ていただけない。何で来ないのかなと思って幾つかヒアリングで聞いてみたところは、金額が安過ぎて受けようがないといったところが2社ほどありました。

特にエネルギー総研系は3,000万ぐらいのこんな事業はやりたくないよといったこともあって、非常にお金を安くしたばかりにだんだん入札者が狭まっているということも事実だと思っています。

それと先ほども言ったとおり、能力のことを考えたときに、LPガス業界はやはり四方隅々までいろいろな業界の方がいるものですから、なかなかそういったところと連携をとるにも、やはりこの金額では回り切れないなといった意識があるやには聞いております。

来られなかった2社は、参画したいと思っていたのだけれども、もう無理だなというこ

とで、はなから説明会にも行かなかったといった御意見を、調査しろと言われたものから、電話で調査をしたところはそういった形の回答を頂いたことがあります。

で、今、来ていただいているのは、先ほど言ったLPガスのまさに関連団体が2社ぐらい。その2社のどちらかがとるといった形が、今のところの絵かなと思っています。

ですから、1者入札というのは1回だけでして、あとの入札はその2社が大体来ていただいて、どちらかがとるといった絵になっております。

○稲生主査 わかりました。

結局そうすると、今回市場化テストで行わせていただいても、非常に競争性の確保は厳しそうだという感じがあらかじめ予想されますね。金額的にも競争が働きそうだし。

○中野課長補佐 本当に、先生方がおっしゃったように、幾つかの、例えばみずほ総研とか大きなシンクタンク系もいっぱいあると思うのですが、特にエネルギー部門とかをつくっているところはいっぱいあるのですけれども、やはり人件費の単価が、多分1人当たり1,600万とかとられるようなところばかりなので、なかなかこういった事業、3,000万ぐらいの事業は受けていただけないのが現実でございまして、非常に厳しいかなと考えてはいます。

○稲生主査 わかりました。大体様子がわかりましたので、他にいかがでしょうか。

○石村専門委員 今の人件費のお話なのですけれども、23ページなのですけれども、別紙2の1番で「人件費」「事業費」「一般管理費」という形で書いてあるのですけれども、まず、※のところ「一般管理費率を20%から9.5%に下がったため、大幅な減額となっている」と書いてあるのですけれども、これは一般管理費の中で何が減ったのですか。

○中野課長補佐 こちらは、今、受けていただいているエルピーガス振興センターという団体が、23年4月1日に一般財団法人という形態に移行を下さいという、内閣府の指示があつて、それに移行したのですね。

その関係で、過去これまで一般管理費というのは、いろいろな過去の実績か何かで率を出してきたのですが、その過去の値は使えなくて、総務省がつくっている公会計規則か何かに基づいて、10%に下さいという形で変えざるを得なかったもので、次の年も10%に下がっているので業務管理費が下がっています。

それまで25とか35とか高い、過去の実績の平均値か何かでつくってきたのでよかったです。この財団に移行したときにはそういう条件で移行しろと言われているので、その条件に沿った形でやった関係で、業務管理費10%と下がったのが要因です。

もともとただの財団法人だったのが、やりたいのだったら一般社団か財団かにならなくて駄目という法律が施行され、それを申請に行ったときにやっ通って、この年から変わったのですが、そのときには厳しい基準があつて、業務管理費をそんなにとっては駄目ですよといった基準があつて、そのマニュアルに沿ってやらされているということなので、減ってしまいました。

○石村専門委員 計上基準の変更のためということなのですか。

○中野課長補佐 財団側はそういうことになりますね。財団の組織が変わったということですね。

○石村専門委員 一応この※に、何か補足で記載ということはできないですか。

○中野課長補佐 今の話をとということですか。別にうそを書くわけではないので、普通にできますよ。総務省の指示だということはわかりますから。

○石村専門委員 会計的に見ると、大幅な減額となっている、なぜだろうか。差し支えないのだったら、一応補足で。

○中野課長補佐 差し支えありません。全然別に内閣府の指示で変わっているだけですから。

○石村専門委員 あと人件費なのですけれども、1,600万、1,200万、1,000万で下がってきているのですけれども、その下の「従来の実施に要した人員」で4名、6名、4名という形で、上がって下がっているのに、なぜ人件費が下がり続けているのだろうか。

○中野課長補佐 まず、最初の22から23で下がっている分については、実はこのエルピーガス振興センター、先ほど23年4月1日に移行するに当たって、もともと彼らがつくっていた人件費マニュアル、会社の運営マニュアルというものがあるのですけれども、この考え方がどうもおかしいということが検査院の指摘でわかりまして、派遣して、例えば、派遣社員まで人件費で見るとはいかがなものかなどという御指摘を受けたのです。

派遣に関する人件費は事業費の方に回しなさいということで、減額になっているのが1つです。

それとともに、もともとの単価を決める基準の規定もあったのですが、この規定もどうも他の団体と比べても高いようなつくりの規定だったので、これを私どもの方からの指導で、この単価のつくり方はおかしいから見直せということで、彼らの要項を見直させました。

この2つの要因で人件費の計算が下がっているのが要因でございます。

○石村専門委員 これは何か書くのは難しいような気もするのですけれども、なぜなのだろうかというのを補足で。

○中野課長補佐 でも、振興センターの状況をここに書いてしまうということですか。

○石村専門委員 そうですよ。

○中野課長補佐 多分、入札の要項ではそれを教える必要はないですね。

いや、先生方にお見せすることは全然構わないと思うのですけれども、多分要項に出すとおかしくなってしまうので、要するに、会社がどう変わろうと、たまたまこの一般財団の話をしているだけなのでですね。

○石村専門委員 確かに、要は人件費が下がっているのに、なぜ人が増えて減っているのに。

○中野課長補佐 だから、たまたま受けた会社の組織に動きがあったということ。だから、低く受けられたということだと思ふのです。

○石村専門委員 要は、数字の整合性としての説明として、一般的にはこう見ると人件費が下がり続けているのに、なぜ人数は上がったり下がったりしているのだろうかという部分を、何らかの形で補足説明というのはできないものかなと思うのですけれども、それは難しいのですか。

○中野課長補佐 できるとすれば、社内規程の変更等によりとかと書けばいいのだと思うのですが、そこら辺は書けると思います。

○石村専門委員 という形ですかね。

○中野課長補佐 そこは可能だと思いますね。

○石村専門委員 では、そういう形でお願いできますでしょうか。ありがとうございました。

○中野課長補佐 わかりました。

○稲生主査 検査院の指摘までは書いていただく必要はもちろん、ないと思いますので、人件費単価の見直しなど、何かそういう形で、要は積算側がよくわかるように、済みませんけれども、御工夫を頂くということだと思います。

○中野課長補佐 わかりました。

○稲生主査 この他はいかがでございますか。よろしいでしょうか。

○石村専門委員 あと講習会が減り続けているのは、23ページの3番の(1)の講習会の人数が1,200名、1,160名、624名とかくんと下がり続けているのは、これはやはり普及しているから仕方がないという考えでよろしいのでしょうか。

○小島企画官 ここは、少なくとも回数についてはもっとやってもらうようにということで、つまり宣伝が足りないから要望が来ないのではないのかという話は団体にしていますので、別にある懇談会の方の開催のときにも、消費者の方々が来られていますので、講習会のチラシ、個別にも皆様方の市町村に伺うことはできますよというお話を配布するなどしまして、できるだけ開催をしっかりとやってもらうということは努めているところです。だんだん減ってきているのは、まだ要望が来ていないということですね。

○石村専門委員 何か最初にお話をきいて、開催要請があつて開催するということから、待っているだけでは、当然減っていくのではないかなと思うので、その辺は検討していただいた方がいい気がするのです。

○小島企画官 そうですね。そこは、むしろ事業の実施をしっかりとやるという面では、我々も宣伝はしています。

○石村専門委員 お願いします。

○稲生主査 よろしいですか。それでは、時間となりましたので「石油ガス流通合理化調査」の実施要項(案)についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

事務局から確認すべき事柄がございますか。

○事務局 ただいま御指摘がございました事項につきましては、資源エネルギー庁の方と調整をいたしまして、修正しました実施要項(案)を後日先生方に御確認を頂いて、その

後に意見募集というプロセスということによろしいでしょうか。

○稲生主査 結構だと思います。お願いします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

経済産業省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

（経済産業省退室、環境省入室）

○稲生主査 続きまして、環境省の「土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」の実施要項（案）につきましては、審議を行います。

本日は、環境省水・大気環境局土壤環境課、今井課長補佐に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

15分程度でお願いいたします。

○今井課長補佐 環境省でございます。よろしく申し上げます。

早速ですが「土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」につきまして、実施要項（案）に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

まず「趣旨」ですけれども「国民のためにより良質かつ低廉な公共サービスを実現する」といった法の趣旨を踏まえまして「環境省は、公共サービス改革基本方針別表において民間競争入札の対象として選定された土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要領を定めるものとする。なお、試験実施業務の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならないとする試験実施業務全般の政策目標に十分配慮するもの」といたします。

続きまして「2. 試験実施業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」について御説明いたします。

まず、業務の内容ですが「試験の概要」につきましては、土壤汚染調査技術管理者試験は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第11条に基づき、技術管理者になろうとする者に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、環境大臣が実施しているものでございます。

出願者数は、平成22～24年度、3年度の平均で年約4,700人となっております。各年度の内訳につきましては、下の表に記載されているとおりでございます。

「試験科目」ですけれども「土壤汚染の調査に関する技術的事項」「土壤汚染の対策並びに汚染土壌の搬出、運搬及び処理に関する技術的事項」「土壤汚染対策法その他環境関

係法令に関する事項」となっております。

「試験形式」につきましては「筆記試験」としております。

「試験実施時期」につきましては「毎年1回、例年12月頃に1日で実施」しております。

「入札対象事業」につきましては「事業期間」は「平成26年4月1日から平成29年3月31日まで」とします。

「入札対象地域」ですけれども、北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都23区内に2会場、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市の6試験地7会場とします。

「事業内容」としましては、「1）試験問題の作成（7月～10月）」ですが、「④ 試験問題素材の作成」につきましては、試験問題素材、解答及び解説は、試験問題素材作成委員会に作成を依頼すること。民間事業者は、委員及び環境省の具体的指示に基づき、試験問題出題と正答傾向等の分析（出題分野毎の正解率、問題毎の正解率等の分析）、問題素材の保管、整理等を行うこととします。

「⑤ 試験問題素材作成委員会及び試験問題検討会の運営」につきましては、環境省が委嘱する委員からなる試験問題素材作成会（以下「WG」という。）及び試験問題検討会（以下「検討会」という。）の運営を行うこと。WGは分野ごとに3つに分けることとします。検討会では、試験問題素材の内容について検討を行います。WGの委員は15名程度、検討会は8名程度で実施することとします。WG及び検討会の開催は、東京都23区内で9月までにWG各4回程度、検討会2回程度開催することとし、民間事業者はその事務局として会場借り上げ、案内通知、委員への謝金・旅費支払等運営に係る一切の庶務を行うものとします。なお、会場については、関係者以外が容易に立ち入ることのできない専用の会場を確保すること。旅費は国家公務員等の旅費に関する法律にしたがって支給するとともに、謝金は委員1人に対して1日当たり16,300円を支給するものとします。また、問題作成に当たっては、民間事業者は委員に謝金を支払うこととします。また、使用した資料については、確実に秘密保持できる方法により保管し、業務終了後は環境省担当官の指示に従い適切に処理することとします。

「⑥ 試験問題決定会の運営」につきましては、検討会が検討した試験問題素材を評価・検討するため、環境省が委嘱する委員からなる試験問題決定会（以下「決定会」という。）を運営すること。決定会委員は検討会委員のうち4名程度とする。決定会の開催は、東京都23区内で10月下旬までに3回程度開催することとし、民間事業者は決定会の事務局として決定会を運営するとともに、会場借り上げ、案内通知、議事録作成、委員への謝金・旅費支払等の決定会の運営に係る一切の庶務を行うものとします。なお、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は委員1人に対して1日当たり16,300円を支給するものとします。また、決定会で使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管し、業務終了後は環境省担当官の指示に従い適切に処理することとします。

「2）試験の周知（6月）」につきましては、試験の詳細な日程及び実施場所等の試験

概要決定後、民間事業者は試験が実施される旨の周知等の広報を行うこと。例えば、チラシを作成してダイレクトメールでの発送、ポスターの作成及び発送等を実施する。なお、広報媒体のデザイン等の原稿作成は民間事業者が行うこととし、環境省の担当官の了解を得た上で印刷を行うこととします。

「3）試験の運営等（6月～3月）」ですが、「④ 実施要領の作成・印刷」につきましては、試験受験者を対象とした実施要領の案を提示し、環境省の了解を得た上で作成する。なお、受験者数は、4,700名程度を想定しています。作成した実施要領は、広報媒体とともに環境省本省、地方環境事務所及び自治体及び関係団体へ送付することとします。

「⑤ 受験申請の受付事務」につきましては、試験受験者からの求めに応じて実施要領を郵送し、返送されてくる受験申請書を民間事業者が設置する私書箱により受領し、受験申請書の受付事務を行うこと。受付後は受験者名簿のとりまとめを行うとともに、受験者に対して受験票を普通郵便により交付する。受験票の作成は環境省担当官と協議の上決定するものとし、受験票の送料は民間事業者が負担することとします。

「⑥ 試験監督要領の作成（10月～11月）」につきましては、試験実施に当たり、事前準備や当日の試験監督を効率よく実施するための試験監督要領を作成する。本要領は、監督員に配布することを前提として作成すること。試験監督要領の内容については、民間事業者の具体的内容の提案により、環境省担当官と協議の上、決定するものとする。試験監督要領の印刷は、230部程度とします。

「⑦ 試験問題の印刷等」につきましては、試験問題について、受験者数に応じて印刷し、試験会場ごとに運搬する。なお、試験会場は6試験地7会場（札幌市、仙台市、東京都23区（2箇所）、名古屋市、大阪市、福岡市）を予定しています。試験問題の印刷、運搬、保管等に当たっては、確実に秘密を保持することができる方法により行うこととします。

「⑧ 試験会場の事前準備及び連絡調整等」につきましては、6試験地7会場（札幌市、仙台市、東京都23区（2箇所）、名古屋市、大阪市、福岡市）について、民間事業者は試験会場及び周辺施設（公共交通機関、食堂等の学内施設等）と当日の使用に当たり、環境省の代理として施設側との連絡調整及び当日の施設使用料の支払を行うこと。なお、施設使用料及び光熱水料、清掃代等の附帯費用は本契約に含まれるものとします。なお、会場側の求めに応じ警備及び清掃業者の手配を行うこと。警備及び清掃に係る費用は本契約に含まれるものとします。受験者の配席、試験教室の案内板等試験を効率よく運営するために工夫することとします。

「⑨ 試験当日の運営管理」につきましては、試験監督要領に基づき、試験監督や運営本部の設置を行うこととし、試験監督に必要な監督員の確保は、民間事業者が実施するものとする。この他、各会場に会場を総括する運営責任者1名程度、フロア又は棟と運営本部の連絡を担う運営ディレクター1名程度、受付、各フロアにおいて受験生の誘導を行う誘導管理員を配置すること。運営本部は、試験会場ごとに設置することとします。

「㊦ マークシートによる試験の採点等」につきましては、試験の採点は、電子計算機により行うこととします。民間事業者は、マークシートの設計・印刷、データ集計・処理、試験結果の分析を行うこととする。マークシートは2式作成します。

「㊧ 合格者名簿の作成」につきましては、試験の採点の結果及び別途環境省が定める試験の合否判定基準に基づき、合格者基準等検討会の決議を経た上で試験の合格者名簿を作成するものとします。

「㊨ 合格者の発表」につきましては、民間事業者が作成した合格者リストを環境省ホームページ上に掲載することにより行います。また、合格者に対しては、合格証書及び技術管理者証交付関係書類を交付するとともに、不合格者に対してはその旨通知することとします。合格者数700名程度、不合格者数4,000名程度を想定しています。

「㊩ コールセンターの設置（4月～3月）」につきましては、受験申請者及び技術管理者証交付申請者からの問い合わせ等技術管理者試験に係るあらゆる問い合わせに対応するため、コールセンターを設置します。コールセンターは月曜日～金曜日の10:00～17:00まで電話を受け付けること。

「4）合格者基準等検討会の運営（12月）」につきましては、民間事業者は合格者の判定を行うため、環境省が委嘱する委員からなる合格者基準等検討会を運営し、判定会を1回開催すること。判定会の委員は決定会を構成する4名により構成する。民間事業者は合格者基準等検討会事務局として会場借り上げ、案内通知、議事録作成、委員への謝金・旅費の支払等の合格者基準等検討会の運営に係る一切の庶務を行うものとする。なお、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は検討委員1人に対して1回当たり16,300円を支給するものとします。

また、本合格者基準等検討会で使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管し、業務終了後は環境省担当官の指示に従い適切に処理することとします。

「5）技術管理者証の交付等（4月～3月）」ですが、「㊪ 交付要領の作成・印刷」につきましては、技術管理者証の交付を受けようとする者を対象とした交付要領を作成する。交付要領の内容については、民間事業者の具体的内容の提案により、環境省担当官と協議の上、決定するものとする。交付要領の印刷数は、700部程度とし、合格証書に同封して送付することとします。

「㊫ 交付申請の受付事務及び技術管理者証の作成・交付」につきましては、交付要領に基づいて交付申請者から郵送された交付申請書を、民間事業者が設置した私書箱により受領し、その内容を確認した上で交付申請者のとりまとめを行い、環境省に報告すること。環境省の了解を得た上で交付申請者に対して所定の技術管理者証の交付を行う。とりまとめに際しては、技術管理者証を交付した交付者名簿を作成することとし、そのとりまとめ方法については、民間事業者の具体的内容の提案により環境省担当官と協議の上、決定するものとする。技術管理者証については、期の途中で環境大臣の交代があった場合、即座にデザインの変更を行います。その他の書式は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び

指定支援法人に関する省令第5条第4項の様式第3に基づくものとします。交付申請者は700名程度を想定しています。

「㊦ 前年度合格者に対する技術管理者証の交付」につきましては、前年度実施試験合格者のうち、当該年度中に技術管理者証の交付申請が行われなかった者から交付申請があった場合は、同様に技術管理者証の交付を行うこととします。交付申請者数は、50名程度を想定しています。

「㊧ 再交付申請等の受付事務」につきましては、合格証書又は技術管理者証の交付を受けた者が、当該合格証書又は技術管理者証を破ったこと等の理由により再交付の申請があった場合には、その再交付申請書を民間事業者が設置した私書箱により受領し、再交付申請書のとりまとめを行い環境省に報告すること。環境省の了解を得た上で交付申請者に対して再交付を行います。再交付申請者数は、それぞれ10名程度を想定しています。

「6）次年度試験会場の選定」につきましては、民間事業者は、当年度の試験実施業務においての問題点や当年度使用会場の状況を踏まえ、次年度試験会場としてふさわしい会場を選定することとします。

「7）成果物」につきましては「事業終了後速やかに納入すること」といたします。納入物につきましては、報告書及びデータを収納したDVD-Rといたします。

8）については「著作権等の扱い」について記載しております。

9）につきましては「業務の引継ぎ」ということで、落札者と現に業務を実施している民間事業者との引継ぎに関する事項を記載させていただいております。

「（2）対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質」につきましては、同様の類似例に基づきまして、サービスの質の確保について、業務ごとに記載させていただいておりますので、こちらの説明は省略させていただきます。

ページを飛ばしまして、7ページ「（3）契約の形態及び支払」でございます。

「契約の形態」につきましては、請負契約といたします。

「報酬の支払」でございますが、こちらも例に基づきまして記載させていただいております。特に特殊な記載はございませんので、こちらも割愛させていただきます。

またページをめくっていただきまして、「3. 実施期間に関する事項」ですが、請負契約の契約期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとします。契約期間内に実施する試験は次のとおりです。なお、今後の法令改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合があります。

①平成26年度試験

平成26年12月に1回実施予定

②平成27年度試験

平成27年12月に1回実施予定

③平成28年度試験

平成28年12月に1回実施予定

②の「26年」の記載は間違いです。

「4. 入札参加資格に関する事項」でございますが、こちらも同様の書き方になっております。この中で「(5) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」であって、「A」又は「B」の等級に格付されている者であること」とさせていただきます。

5. のスケジュールでございます。

「入札に係るスケジュール」といたしまして、予定でございますけれども、「入札公告」が平成25年12月下旬ころ、「入札説明会」が平成26年1月中旬ごろ、「質問受付期限」が平成26年1月下旬ころ、「入札書提出期限」が平成26年2月中旬ころ、「入札書類の評価」「開札・落札者の決定」が平成26年2月下旬ころ、「契約締結」が平成26年3月上旬ころを予定しております。

次のページに行きまして「入札の実施手続」でございます。

入札の「提出書類」につきましては、イ、ロ、ハと書かせていただいておりますけれども「資格審査結果通知書」「入札金額」「企画書」となっております。

「企画書の内容」につきましては、下の②に記載しておりますけれども、詳細な内容は後ろに添付させていただきます別紙1、企画書の様式につきましては別紙3に詳細に記載させていただきます。

「6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者決定に関する事項」ですが、請負事業を実施する者の決定は総合評価方式によるものとします。なお、評価は環境省内に設置する評価委員会において行います。

「(1) 落札者を決定するための評価の基準」につきましては、評価に当たっては、技術評価と価格評価に区分し、得点配分については技術評価への得点配分(技術点)を200点、価格評価への得点配分(価格点)を100点の300点満点とします。

各評価の方法につきましては、次のページの①、②に記載させていただきます。

「(2) 落札者の決定」につきましては、必須審査項目をすべて満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ加点審査項目における得点に入札価格の得点を加えて得られた値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札予定者とします。

必須審査項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限の範囲に達した入札がない場合には直ちに再度の入札を行います。

少し飛ばします。

「(3) 落札者が決定しなかった場合の措置」につきましては、環境省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することといたします。

「7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」でございますが、別紙2ということで後ろの方に添付させていただきます。

「8. 民間事業者が環境省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が構すべき事項」でございしますが、こちらも例に従いまして記載させていただいています。特段本業務で特殊な記載はございませんので、こちらも省略させていただきます。

14ページに飛んでいただきまして「9. 請負事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業が負うべき責任」も、通常記載すべき項目を記載させていただいております。

10. につきましても同様でございます。

15ページに飛びまして「11. その他請負事業の実施に際し必要な事項」につきましても、例に従いまして記載をさせていただいております。

後ろの方には先ほど言いましたように、評価の基準表が別紙1、情報開示につきまして別紙2、企画書の様式というものを添付させていただいております。

非常に駆け足で申し訳ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問や御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、まず、ちょっと私から幾つか質問がございまして、今回の場合、従来、余り試験業務の市場化テストで行っていないような、割と重い内容を含んでおりまして、そういう意味では、恐らく御苦労があったのではないかなと思っております。

まず、雑駁な印象だけ申し上げると、恐らく実施要項（案）に試験の細かい実施要領みたいなものを全部書くのは結構厳しかったのではないかなと思っていまして、逆に言うと、済みません、大変恐縮なのですが、読みづらいところも結構ありまして、ですから、そういう意味では、いわゆる運営に関する骨子的な中身をこの要項（案）に書いていただいて、細かい要領については、これは何か仕様書的なものを別冊か何かでおつくりになった方が正確に趣旨が伝わるのではないのかなという気がしております。

恐らく、22年度から今まで1者の方が恐らく御相談されて、それなりの仕事のフロー見たいなものが決まってきたのではないかなと思ひまして、22～25年度までは恐らく祖語なく行われているのだらうと思うのですけれども、一方で、今回、市場化テストにかけますので、やはり要領あるいは具体的な仕事の流れがより正確に外部に伝わるのが大事なかなと思ってます。

そういう面で見ますと、大変恐縮なのですが、要綱（案）の2ページ目で申し上げると、今回の場合ですと「試験問題の作成」は恐らく重要な核となる業務だと思うのですけれども、それが言葉がちょっとわからないところがあって、2ページのハの1)の④に「試験問題素材の作成」とあるわけです。

だから、これが問題ではなくて素材になっているというのが、何となく読んでいくとわかりそうな感じもするのですけれども、素材は何なのかということがやはり端的にわかっ

た方がいいと思うのですよ。

用語集的に何かをつけていただくとか、何か説明をするような場所が別紙などにあった方がいいのではないかと考えておるのが1点です。

④から⑩にかけて読んでいくと、④のところで2行目の終わりで「試験問題出題と正答傾向等の分析」等々とあるわけなのですけれども、1行目のところで「試験問題素材作成会委員に作成を依頼する」とあって、そうすると④の業務として試験問題素材の作成とありながら、作成するのはどうやら委員なのかなという読み方ができまして、一体誰がつくるのだという話なのです。

もし仮に試験問題を作成するのはこの素材作成会の委員であるとするれば、あるいは試験問題素材の作成依頼とか、こういった用語自体も割と恐らく受注しようと思う人からすると結構こだわると思うのですね。

ですから、実際には委員がつくるのだということであれば、作成依頼という書き方にするとか、これもやや細かいのですが、⑩のところで一番後の行から2行目の中ほどで「業務終了後は環境省担当官の指示に従い適切に処理する」というのが書いています。

同じように、④のところの一番後にも業務終了後はとあるのですが、では、ここで言う「業務終了」は、実はわかるようにみえてわかりにくいのですね。

ですから、試験の終了なのか、あるいは答案の終了なのか、あるいは合格証書とかそこから辺を発行した後なのかというのもわかりにくいので、そうすると、業務終了は何かという定義もどこかに記載いただきたいなと思います。

したがって、試験業務に係る重要な業務がいっぱい含まれているということと、これまでの試験業務の市場化テストでは含まれていない業務が今回は入っているものですから、事務局の指示も受けながら、適切に詳細に記載いただきたいなと思っていて、もし要項（案）に書き切れないのであれば、むしろ細かい内容がどんと実施要領みたいなものを別につくっていただいて、そこに詳細に書いた方が多分すっきりと読めるのではないかなと思っています。ちょっと感想めいて恐縮なのですけれども、御検討を頂きたいと思っています。

同じことが最後の方に出てくるのかな。合格証書、不合格通知、技術管理者証の交付といった業務の内容も、実は必ずしも正確に書かれていないので、これもやはり実施要領みたいなものをつくって書いていただくのが妥当かなと思っています。

それから、運営に関してわかりにくいのがありまして、同じく要項（案）の2ページ目の「⑩ 試験問題決定会の運営」というところで、これは委員会としては3回程度開催して、問題を決定するとあるのですけれども、これも3回開催するという趣旨がよくわからないのですけれども、これはやはり現在3回ぐらい開催して、大体問題が解決なさっているという感じなのではないでしょうか。

つまり、試験委員の間で折り合いがついて、問題はこれでいこうというのが3回という感じなのではないでしょうか。

○今井課長補佐 はい。

○稲生主査 実際そういう要領ということなのですね。わかりました。では、それは結構かと思います。

それから、これも細かいのですが、④の下の「2) 試験の周知」というものがありまして「周知等の広報」という形でさらっと書いているのですが、それはやはり周知する内容が一体何かというのもやはり正確に規定した方がいいのではないのかなと思ひまして、「例えば、チラシを作成」というのがあるのですが、これはむしろ余り重要な項目ではないのではないかな。

むしろ周知事項は何なのかというものをここでは記載いただいて、それを周知する方法はまた別途要領などに書いた方がいいのではないのかなと思ひました。

等々でございまして、ちょっと記入のバランスも必ずしも十分練れていない感じがしておりますので、もう一度ちょっと済みませんけれども、事務局と詰めていただくと有り難いなと思ひます。

それから、5ページのところに(2)としまして「確保されるべきサービスの質」というものがありまして、ここも評価は難しいのかもしれませんが、そもそもの試験問題の質というのは問わなくていいのかなというところが素朴な疑問でありまして、②のところでも誤字・脱字がないことというのは、むしろ当たり前でありまして、試験問題の質みたいなものが、もしこれは委員会の方で所管されるということで、業者には問わないということですか。

○菅沼係長 そうですね。それは委員が作成しますので、この業務の範囲外でございまして。

○稲生主査 これは結構なわけですね。わかりました。であれば、それで結構だと思ひます。

であれば、なおさら最初の業務内容のところでも問題自体については、これは業者ではなくてやはり環境省の方だということの記載がきっちり読み取れるようにした方がいいと思ひます。

とりあえず私からは以上でございまして。先生方、他にいかがでございましてでしょうか。

○石村専門委員 私からちょっと基本的なことをお聞きしたいのですけれども、24年及び25年度は1者入札で競争性の確保が課題ということみたいなのですけれども、他に国家試験や何かを受託している事業者というのがあると思うのですけれども、なぜその他の業者が参入してこないかというのは、ヒアリングや何かはされたことはあるのでしょうか。

○菅沼係長 ヒアリングは行っていません。

○石村専門委員 やはりその辺はちょっとなぜかというのをヒアリングして、参入障壁となっている部分があるのだったら、その辺をちょっと検討していただいた方が競争性の確保ができるのではないかと思うので、とりあえずはまず他の国家試験を受託している業者のヒアリングをちょっとしてみても、検討してはいただけないでしょうか。

○菅沼係長 他の国家試験を受託している者に環境省からヒアリングを行うことは可能で

すが、公平な競争性という観点から、特定の事業者に環境省がヒアリングを行うことはまた別の側面から問題があるような気もするのですが。

○石村専門委員 というのは、国家試験自体、試験の問題は違うけれども、やり方やノウハウというのは類似しているのではないかと考えるわけです。

にもかかわらず、なぜこちらの環境省の技術管理者試験だけ1者だけなのかというのは、何かしらの障壁があるわけですね。

そこを検討して、そこを取り払わないと、これはひょっとしたらまたずっと1者入札という可能性があるわけですよ。

もちろん、それを把握できればいいのですけれども、問題を把握するところから始めないことには、競争性の確保ができないのではないかと思います。

○菅沼係長 現在契約している会社は他の国家試験業務について受注していますので、まずはそこから確認をしていきたいと思います。

○石村専門委員 済みませんが、よろしくお願いします。

○稲生主査 まず、御心配なさらなくても結構だと思うのは、別になぜ参入しないのかというのは、いろいろな業者に聞いていただくというのは、むしろチャンスを広げているよというサインを送ることになりますので、むしろ競争が起こることもあろうかと思うので、聞くこと自体は全く問題ないし、大体我々はいろいろな市場化テストをやっているときに、参入障壁を下げるためにいろいろな課題を幅広く、業界ですね、言ってみれば試験実施業界みたいなものがあるとしたらですけども、聞いていただいているものですから、むしろ積極的に行っていただければと思うのですよ。

例えば、今回ちょっと気になっているのが、評価基準表、別紙1なのですけれども、ちょっとページが入ってなくて恐縮なのですが、「従来の実施状況に関する情報の開示」の前のページなのですが、下の方ですけども、5番のところに「類似業務の実績」というものが入ってございますね。

その加点事由のところ「組織における本業務と類似する業務（国家試験に係る運営管理業務）の実績があるか」ということで、試験の実施自体について、国家試験の運営を挙げているわけなのですけれども、確かに安全性を考えれば、国家試験の経験があった方が、秘密の漏えいであるとか会場設営、運営に関して安心なことができるというのはわかるのですけれども、ただ、世の中いろいろな試験が、大学受験も含めまして行われておりまして、ですから、今回ちょっと安心したのは、問題自体の責任については、これは御省の方で最終的には御判断される責任を持たれるということなので、逆に言うと、他の業者からするといい参入のチャンスではないかなと思ってまして、ですから、国家試験に係る運営管理業務とべたで書くか、あるいは「例えば」とかちょっと弱めていただくかぐらいをもし可能であれば、少し他の業界というか、経験者の方も参入できるのではないかなと思いますので、ちょっともう一度御検討いただければということだと思います。

要は、我々は別に細かくつづくのが目的ではなくて、何とか参入をふやして、よりよい

試験が行われればいいなと考えてございますので、いろいろと御異論もあるかもしれませんが、なるべくそういった方向で前広に検討をお願いしたいなと思っております。

それから、やや細かいのですけれども、これは合格者の判定なのですが、採点自体は民間事業者が、今回マークシート方式ということで民間の方がされるということ自体、異論はないのですが、これは合格の判定というのが、実は後ろの方にあるスケジュール表ですか、「土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務スケジュール」が恐らく業務フローだと思うのですけれども、この中に合格者の判定というフェーズが入っていないのですので、これはどなたが行うのでしょうか。

要するに合格ラインが環境省の方で設定をされて、それに基づいて合格者名簿をつくるということでしょうか。

○菅沼係長 はい。このスケジュール表でいいますと「合格基準等検討」というものがあるのですが、こちらの合格基準等検討会は環境省が委嘱する委員からなる検討会であり、この検討会で合格基準を検討して合格ラインが決定されます。

○稲生主査 そうすると、これは業務フローが見えないところがありまして、つまり、民間事業者の主体の中に試験問題素材作成会というか、委員会があるとは思いつつも、これは独立しているわけですね。

かつ、御省のいろいろな監督下にあるとなると、ちょっと矢印か何かをきちんと引いて、業務の流れがもう少し明確に伝わるようにした方がいいのではないかなと思いますので、ちょっと再検討いただいた方がいいのではないかな。

例えば、採点をされて、矢印が試験問題素材作成会あるいは御省の方に一回来て、その中で恐らく合格基準等が検討されて、それがまた民間事業者に恐らく矢印があってフィードバックされて名簿が作成される、多分そんな感じになるわけですね。

ですから、誰がどのように合格基準をつくり、合格判定をしていくのかなというのは、これは試験の肝だと思しますので、そこら辺をきちんとしたフロー図で正確に記述されることをお願いしたいなと思います。

これは御検討をお願いしたいと思しますので、事務局と御調整をお願いしたいと思します。

これ以外はどうか。コスト面などいかがでしょうか。大分数字もでこぼこしているようなところもあるので、別紙2のところでも金額が各年度にばらつきがあって、恐らく入札などの関係もあるかと思うのですけれども、例えば、22年度7,300万だったものが、平成23年度5,700万ということなので大幅に落ちているのですけれども、ここら辺の要因を開示いただくことというのはできるのでしょうか。あるいは、単に入札価格が下がったのか。

○菅沼係長 こちらは受験者数の減少によって金額が減少しています。業務内容は22年度も23年度も変わりはありません。

○稲生主査 具体的には、受験者数が減って、例えば必要な会場が減る、借料が減るとい

う感じですね。

○菅沼係長 そうですね。

○稲生主査 であれば、どこかに注意書きを、受験者数の減により減少したものであるでも結構なのですけれども、それを御明示いただく方がいいなと思います。

受験者数自体はどこかにデータがあったのですよね。

○菅沼係長 はい。同じ別紙2の3のところにそれぞれの試験会場での人数、会場借料の金額等を記載しております。

○稲生主査 受験者が減っても、民間事業者の人員数は余り変わらないわけですね。事業者は下にあるのですね。計算が合わないな。

○石村専門委員 でも、22年度の立教大学の池袋キャンパスで2,498というのが、23年度878と突然がくんと落ちている。

○菅沼係長 22年度は、東京の試験会場数は1会場であり、受験者が1か所にたくさん集まり試験運営上不都合が生じるおそれがあることから23年度以降は東京の試験会場は1会場ではなく2会場にふやしております。その関係で1か所当たりの人数が減少しているということでございます。

○石村専門委員 そうですか。約2,500名と、それでも、要は日大と立教でこれは1,500で1,000名ぐらい減ったということなのですか。

○菅沼係長 22年度が試験創設の年度でございますので、多くの方が受験をし、合格した人は受けませんので、そういった関係で次年度以降は減少したと思われれます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 他によろしいでしょうか。

いろいろ御苦労は多いと思うのですけれども、一度上手に仕様書をつくってしまえば、恐らく次回からはスムーズに行くのではないかなと思いますので、済みませんけれども、ちょっと事務局とも御相談していただいて、可能な範囲で御修正をお願いできればと考えてございます。

それでは、時間となりましたので「土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 本日の御審議の中で、仕様書を独立させるという御指摘があったかと思うのですが、つくりがかなり変わってくるというか、根本的な形のことの御指摘があったのですが、いかがいたしましょうか。

○稲生主査 要は中に全部入り込むことが可能であれば、それでもよろしいかなとは思いますが、多分我々の申し上げことをいろいろと書き込んでいくと、すごく読みにくくなるのではないかなという気がするのですよ。

ですから、最初つくっていただければ、言ったように後々は楽になると思うので、何か試験実施要領ということで言葉の意味であるとか、あるいは事前の説明でもお聞きしまし

たね、いろいろな言葉遣いの不統一であるとか、やはり一度徹底的にやった方がいいのではないかなという気はしておるのですよ。

ちょっとそこら辺は流れを実質的に変えてしまうことになる、ちょっと手続の時間の関係もあるかもしれませんが、ちょっとそれは我々もわからない部分があるので、一応いずれにしても環境省と御調整いただいて、直せる範囲でということやらざるを得ない部分もあろうかと思えます。

というのは、試験をとめるわけにはまいりませんので、ですので、ちょっと一応御相談をしていただくという方向で投げかけたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○事務局 それでは、本日御審議の中で御指摘のありました事項を環境省の担当の方と御調整をさせていただいた実施要項（案）を先生の方に確認をさせていただいた上で、今後すぐ意見募集に入るかどうかも含めて、御相談をさせていただきたいと思えます。まずは修正を早急にするということで、お願いしたいということで確認いたしました。

○稲生主査 ちなみにそうした場合に心配なのは、試験に影響したら困るものですから、そのスケジュールを注意いただきたいというのがあります。

それでは、本実施要項（案）については、次回の入札監理小委員会で確認して議了したいと思っておりますけれども、一応その調整をまずお願いをします。

その上で、果たして次回議了できるかどうかということになろうかと思えますので、それはまた別途御相談という形で進めさせていただきたいと思っております。

環境省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集、このタイミングももう一度調整を頂きますけれども、結果を踏まえまして御検討をお願いしたいと思えます。

委員の先生方におかれましては、質問できなかつた事柄や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思えます。

事務局において整理いただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。